# 川越市ペートナーシップ宣誓制度が変わります

市では、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会を目指し、令和 2年5月 | 日から川越市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

制度の開始から約2年が経過し、より充実した制度となるよう、令和4年4月1日から、以下 の点を変更します。

#### 対象者を拡大します!

これまで、宣誓できる方を、戸籍上の性別が同じ二人 の方としていましたが、変更後は、性別に関わらず、双 方又はいずれか一方が性的少数者のお二人に宣誓してい ただけるようになります。

また、宣誓の要件として、お二人が「成年」に達して いることが必要ですが、民法改正により、「成年」が20 歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、18歳以 上の方であれば宣誓していただけるようになります。

### 宣誓書受領証等の再交付が 可能な期間を延長します!

宣誓書受領証等を紛失・き損してしまった場合、宣誓 後10年間に限り再交付可能でしたが、変更後は、返還 等の事由に該当しない限り、期限なく再交付可能となり

なお、宣誓時にお渡しする宣誓書受領証、受領カード に有効期限はありませんので、紛失・き損等の事情がな ければ、そのままお持ちいただけます。

#### 川越市パートナーシップ宣誓制度とは

互いを人生のパートナーとし、日常生活で相互に協力し合う ことを約束した双方又はいずれか一方が性的少数者である2人 が、パートナーシップ関係であることを市に宣誓し、市が宣誓 した事実を証明する宣誓書受領証等を交付する制度です。

宣誓しても法的効力は生じませんが、法律上の夫婦と同様に 人生のパートナーとして生活しながらも、その関係性を証明す る手段に乏しい方々の生きづらさを少しでも軽減することを目 的としています。

## 川越市男女共同参画 人材リストに登録しませんか?

市の各種審議会の委員や、講座の講 師などとして活動できる方、「男女共 同参画人材リスト」に登録しませんか。



どんな時に 🔪 リストが使われるの?



や、講座の講師などを 選出する際に、市役所 の内部で活用します。



市内在住、在勤・在学している18歳 以上の方のうち、次のいずれにも該当 する方

- 1 市政や男女共同参画に関心があり、 本市が設置する附属機関等の委員と して活動する意欲がある方
- 2次のいずれかの分野において、専門 的知識や技能を有している方、また は活動実績がある方
- ●保健、医療、福祉
- ●教育、文化、スポーツ
- ●都市基盤、生活基盤
- ●産業、観光

対象

- ●地域生活と市民生活 その他

※登録した方が、必ず委員等に選 任されるものではありません。

登録方法などは、市のホーム・ ジをご覧ください。



# 女性に対する暴力をなくす運動

毎年 | | 月 | 2日から25日までは、国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。

本市では、この課題を多くの方と共有するため、パネル展示やパープルリボンキャンペーン等の取組を実施しました。

## 「性暴力を、なくそう」

国は、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」としています。令和3年度は昨年度に引き続き、「性暴力を、なくそう」をテーマとして、「傷つけた方が悪い。性暴力に言い訳は通らない。」というメッセージを発出しています。

万が一、性暴力の被害に遭い、妊娠の心配や薬物が使われた疑いがある場合(※)には、早急に検査や処置をする必要があります。

「性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター」は、被 害に遭った直後から、医療的支援や 法的支援、心理的支援などの総合的 な支援を可能な限り1か所で提供することで、被害者の心身の負担を軽減し、その健康回復を図ることを目的とした専門の相談支援機関です。

全国共通の短縮番号「#8891 (はやくワンストップ)」に電話することで、最寄りのワンストップ支援センターに繋がることができます。

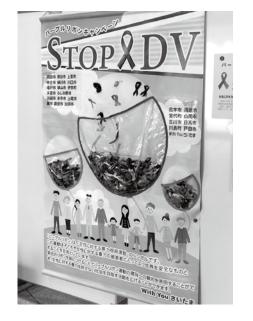
※薬物やアルコールを使用し、相手が抵抗できない状態にしたうえで、性交やわいせつな行為に及ぶ被害が増えています。国では「レイプドラッグ」と呼称し、注意喚起をしています。

性暴力に関する SNS 相談 「Cure time」





令和3年度「女性に対する暴力を なくす運動」ポスター



パープルリボンタペストリー

## パープルリボンキャンペーンを実施しました

「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、埼玉県が行う「パープルリボンキャンペーン」に協力して、啓発活動を行いました。これは、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを、タペストリーのポケットに入れていただくもので、県内25市町をリレー方式でつなぎ、令和4年3月まで実施されます。

本市では、令和3年11月20日 (土)、21日(日)の2日間、ウェスタ川越においてキャンペーンを実施し、来館された多くの方にご協力 いただきました。会場では、啓発ポスターを掲示し、DVやデートDVの相談窓口を案内するカードの配布も行いました。

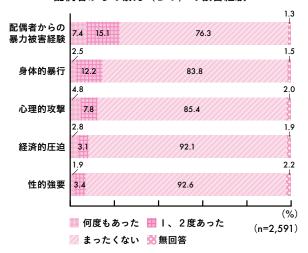
また、同じ日の夕方から夜明けにかけて、同施設においてパープルライトアップを実施しました。本市を含む47都道府県、約330か所のライトアップの模様は、内閣府のホームページで公開していますので、ご覧ください。

内閣府男女共同参画局 「パープルライトアップ」



## 約4人に1人が DV 被害に遭っています

配偶者からの暴力(DV)の被害経験



出典:内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和3年3月)

DVの態様 (一例)

- □殴る・蹴る
- □性行為を強要する □生活費を渡さない
- □大声でどなる、無視する
- □付き合いを制限する、行動

を監視する

内閣府が令和3年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査」の結果によると、配偶者からの暴力の被害経験について、「何度もあった」「1、2度あった」と回答した人を合わせると、全体の22.5%になります。これは、女性・男性を合わせた約4人に1人が、配偶者から何らかの暴力を受けた経験があることを示しています。

また、同調査では、被害に遭った人の47.4%はどこにも相談しなかったとしており、相談した人(45.4%)の相談先は「家族や親戚」が25.3%、「友人・知人」が24.7%となっています。

家族や友人から相談を受けたら、まずは落ち着いて話を聞き、暴力を振るう方が悪いことを伝えてください。 そして、最寄りの相談機関や、緊急のときは警察に通報することも伝えてください。(相談先は6ページ参照)

#### デートDVにもご注意を!

配偶者間の暴力だけでなく、若年層の交際相手間での暴力(デートDV)の被害も指摘されています。本市では、デートDVの 啓発リーフレットを作成し、市内の高校・大学に送付しました。

#### 用語解説

## 【ハラスメント】

ハラスメントは、個人の能力の発揮に悪影響を及 ぼし、職場環境を悪化させる要因です。

どのような言動がハラスメントに該当するのか、 考えてみましょう。親しさの表現、指導のためと思っても、「相手がどのように感じるのか」を考える ことが重要です。

#### セクシュアル・ハラスメント

職場(※)において行われる、労働者の意に反する性的な言動への対応を理由に、その労働者が労働 条件について不利益を受けること、又は性的な言動 によって職場環境が害されることをいいます。

ポイント

男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性 に対するもの、同性に対するものも含まれます。また、 被害を受ける者の性的指向、性自認に関わらず性的な 言動であればセクシュアル・ハラスメントに該当しま す。

### パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間 関係など、職場内の優位性を背景に業務の適正な範 囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること、又 は職場環境を悪化させる行為を言います。



上司から部下だけでなく、先輩・後輩間、同僚間、さらに部下から上司に対して行われるものも含みます。 「職場内の優位性」は「職務上の地位」だけでなく、 人間関係や専門知識、経験などの様々な優位性が含まれます。

### 妊娠・出産・育児等に関する ハラスメント

職場(※)において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や、育児休業を申出・取得した男女労働者等の就労環境が害されることを言います。



業務分担や安全配慮等の観点から客観的に見て、「業務上の必要性」に基づく言動については、ハラスメントに該当しません。ただし、労働者の意を汲まない一方的な通告はハラスメントになる可能性があります。

※職場には、通常就業している場所以外にも、出張先や実質的に職務の延長と考えられるような宴会等も含まれます。

# ワーク・ライフ・バランス について、考えてみませんか?

長引くコロナ禍の影響で、我が国ではテレワークが普及・定着しつつあります。在宅のまま仕事ができる柔軟さの一方で、仕事と家庭の境界があいまいに 感じられることもあります。

新しい働き方が普及しつつある今だからこそ、ここで改めてワーク・ライフ・ バランスについて考えてみませんか。

## なぜワーク・ライフ・バランスが 必要なのか

「ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)」 という言葉をご存知ですか?

働く全ての方が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、 地域活動など「仕事以外の生活」との調和をとり、そ の両方を充実させる働き方、生き方のことです。

しかし、現実には「長時間労働により心身共に疲労 し、プライベートな時間が持てない」「共働き世帯が 増加する一方で、男女間の役割分担意識が従来のまま」 などの状況に、多くの方が直面しています。このこと は、個人の問題にとどまらず、企業の生産性の低下や、 少子高齢化の急速な進行といった社会的な問題にもつ ながる重要な課題です。

この課題を解決していくのに不可欠なのが、ワーク・ライフ・バランスの考え方です。誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、育児・介護・地域活動などに十分な時間をとれる、健康で豊かな生活を送るために、さまざまな取組が進められています。

## ワーク・ライフ・バランスの 実現に向けた取組と効果

国では、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げなどが盛り込まれた労働基準法の改正や、時間外労働の上限規制などが盛り込まれた働き方改革関連法の施行など、法整備を行ってきました。

これらの取組により、週労働時間60時間以上の労働者の減少が確認されたのに加え、男性の育児休暇の取得率や、女性の出産後の継続就業率の上昇がもたらされています。(※)

ワーク・ライフ・バランスによる家庭生活の充実は、 仕事に対するモチベーションを増加させ、企業にとっても従業員の定着や生産性の向上が期待でき、社会の 好循環に繋がります。行政や企業が環境を整えるのは もちろんですが、職場のメンバーでお互いにワーク・ ライフ・バランスを理解し、残業の削減や休みの取り やすい雰囲気作りも大切です。これを機会に自分の 「働き方」について考えてみませんか。

※出典: 内閣府仕事と生活の調和推進室「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)総括文書-2007~2020-」より

## セミナーを開催しました!

令和4年1月19日(水)、「仕事と家庭の両立を推進するためのセミナー」をオンラインで開催しました。キャリアコンサルタントの山岡正子さんを講師に迎え、ワーク・ライフ・バランスの重要性や、自分らしいキャリアの描き方について講演していただきました。

育児や介護など、働く人を取り巻く環境が多様化する一方、コロナ禍でテレワークを採用する企業が増加するなど、働き方も多様化する時代となっています。自分の生活で何を大切にしたいか、自分なりの軸を定めることや、自分の将来の姿のイメージを持つことが、これからのキャリア形成に向けて大切であると山岡さんは話されました。

新型コロナウイルス感染防止のため、オンラインでのセミナー開催となりましたが、当日はマイク・カメラをONにしてグループディスカッションを行うなど、活気のあるセミナーとなりました。

#### 参加者の声

- ●自分がぼんやり考えていたことが データやお話を伺い考え方の最初 の一歩が見えたように思います。
- ●柔軟に考え、動いていくことの大切さを学びました。
- ●すべての若い年代の人、皆に聞いていただきたいと思います。

キャリアコンサルタント 山岡正子さん



Information

## ウェスタ川越 男女共同参画推進施設 令和4年度

# 男女共同参画講座のご案内

令和4年度の男女共同参画講座は以下のとおり、5つの分野で開講予定です。(令和4年2月時点) 詳しくは、ウェスタ川越が発行する広報物やウェブサイトをご覧ください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況など、やむを得ない事情により変更・中止となる場合があります。

争未有	用准口
男女共同参画意識啓発のための講座	
性の多様性の理解	7月17日(日)
SDGs 01/02	01:8月21日(日) 02:9月7日(水)・14日(水)
わたし×心×カラダ 夏/春	夏:8月23日(火) 春:3月7日(火)・23日(木)
防災・減災	9月 2日 (金)・26日 (月)
女性のための護身講座	10月15日 (土)・29日 (土)
男女共同参画社会づくり講座	11月16日 (水)・21日 (月)
ワークライフバランス	1月17日(火)・24日(火)
自己啓発講座	
野菜ソムリエプロによる食育講座	4月16日 (土)・30日 (土)
自己表現(デッサン教室)	5月16日(月)~6月6日(月)
写経講座	10月 4日(火)~12月20日(火)
就労支援講座	
宅建士資格取得講座	4月13日(水)~10月12日(水)
日商簿記3級資格取得講座	8月2日(火)~11月15日(火)
初級ビジネス英語 Reading/Listening	Reading: 9月 3日 (土)・10日 (土)
	Listening:3月11日(土)・25日(土)
カラーと表情のちからで魅力UP! 秋/春	秋:9月21日(水)~10月19日(水)
	春:2月18日(土)~3月18日(土)
ファイナンシャルプランナー3級講座	9月24日(土)~12月24日(土)
調剤事務資格取得講座 	10月27日(木)~1月26日(木)
ビューティスタイル講座 	1月13日(金)~3月17日(金)
子育て・介護支援講座	
ストレスコーピング 笑いヨガ 	5月8日(日)・22日(日)
介護講座 ····································	5月16日(月)・30日(月)
子どものための食育講座 01/02	01:6月16日(木) 02:11月10日(木)・17日(木)
ベビーマッサージ	8月19日 (金)・9月 9日 (金)・16日 (金)
キッズワークショップ	2月4日(土)・25日(土)
親子体操	3月19日(日)
心と体の健康講座	
<b>姿勢改善プログラム</b>	6月5日(日)~8月28日(日)
手づくり体験 うどんを打つ!秋/冬	秋:9月25日(日) 冬:1月22日(日)

#### お申込方法

Web http://www.westa-kawagoe.jp/course

窓口 ウェスタ川越1階総合案内

**FAX** 049-249-1180

#### 講座問合せ

Mail entry@westa-kawagoe.jp TEL 049-249-1186 \*電話でのお申込みは承っておりません。



# ~小さな悩みも一緒に考えていきましょう~

## 女性相談

DV、家庭生活・夫婦関係など

月~金曜日(祝日·年末年始を除く) 9:00~17:00

川越市役所 男女共同参画課

**5 049-224-5723** 

## カウンセリングルーム

こころの悩み、セクハラなど

第2·第4木曜日(年末年始を除く) 10:00~16:00/予約制

ウェスタ川越 男女共同参画推進施設 予約は川越市役所 男女共同参画課

**2 049-224-5723** 

## 男性のための電話相談

男性の臨床心理士が対応します

第3日曜日 (変更の場合あり) 11:00~15:00 With You さいたま

**2 048-601-2175** 

# DV相談十

国(内閣府)が設置している相談窓口です

●電話相談(24時間対応)

**☎ 0120-279-889** 

●メール相談 (24時間対応)

●チャット相談 (12:00~22:00)

メール、チャットによる相談は、DV相談+のホームページから受付することができます。

(https://soudanplus.jp)

#### DV、女性の抱える さまざまな悩み

月~土曜日 10:00~20:30/面談は予約制(祝日・第3木曜日・年末年始を除く) 埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま(埼玉県配偶者暴力相談支援センター) 〇48-600-3800

DVに関する相談

月~土曜日 9:30~20:30/日曜日・祝日 9:30~17:00 (年末年始を除く) 埼玉県婦人相談センターDV相談担当 (埼玉県配偶者暴力相談支援センター) 048-863-6060

DV、ストーカーに 関する総合相談 月~金曜日 8:30~17:15 (祝日を除く)

川越警察署 生活安全課 🕰 049-224-0110

いのちの電話

24時間 (365日)

埼玉いのちの電話 2048-645-4343

セクハラに関する相談

月~金曜日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く) 埼玉労働局雇用環境・均等室 🏗 048-600-6210

よりそいホットライン

24時間(無休) 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

面 0120-279-338

※どんな人の、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。 性的マイノリティの相談は、ガイダンスにそって#4を押してください。

イーブン (川越市男女共同参画情報紙)

ご意見・ご感想をお待ちしています! Eメール:danjokyodo@city.kawagoe.saitama.jp 発行日:令和4年3月

発 行:川越市男女共同参画課

〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1 TEL: 049-224-5723 FAX: 049-224-6705

印 刷:株式会社 櫻井印刷所

